



岐阜県可児市にある日本一の品種数を誇る花フェスタ記念公園では、10月13日(土)から11月11日(日)まで「秋のバラまつり」を開催。秋バラの見ごろは10月下旬～11月上旬。(写真提供：花フェスタ記念公園)

九月七日、厚生労働省は平成二五年度概算要求を財務省に提出した。平成二五年度の概算要求額は、一般会計三〇兆二六六億円で、平成二四年度の当初予算額に対して八、五一四億円の増加となっている。このうち年金・医療等に係る経費等は二八兆六、三三八億円となっており、これには年金差額分(基礎年金の国庫負担割合である二分の一と消費税率の引上げが実施される平成二六年度までの三六・五％分との差額)である二兆五、六七二億円も含まれている。

この概算要求は、「社会保障・税一体改革」や今年の七月三十一日に閣議決定された「日本再生戦略」の着実な実施により、持続可能な社会保障制度の確立を図ることを目的としている。

年金制度に関しては、「信頼できる年金制度に向けて」として、公的年金制度は国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットであり、持続可能で安心

できる年金制度の構築に向けて、基礎年金国庫負担二分の一を維持し、国家プロジェクトである年金記録問題の解決に向けた取り組みを進めるものとしている。

平成二五年度概算要求の内訳

平成二五年度一般会計の概算要求のうち、年金関係の予算の内訳は次のようになっている。

①持続可能で安心できる年金制度の運営として一〇兆七、五二五億円 消費税引上げ分を償還財源とする年金特例公債の発行により確保される財源を活用して、基礎年金国庫負担割合二分の一の維持を図るものとされている。

②年金記録問題への取組みとして七三七億円 この内訳は、紙台帳とコンピュータ記録との突合せの促進に四五二億円、「ねんきんネット」を活用した年金記録の確認・記録問題の再発防止に二一億円、その他必要な記録問題対策の推進などに二六四

億円となっている。

③厚生年金保険や国民年金の適用・保険料収納対策の取組強化として三七億円 年金制度の安定的な運営と負担の公平を確保するため、厚生年金保険の未適用事業所の加入促進対策や、国民年金の保険料納付率を向上させる対策の取組強化を図るものとされている。

④日本年金機構が行う公的年金事業に関する業務運営として三、二六二億円 国家プロジェクトである年金記録問題の解決に向けた取組みを引き続き促進するとともに、将来の無年金・低年金者の発生を防止するための後納制度の円滑な実施、サービスの質のさらなる向上や相談体制の拡充を行い、効率的かつ公正透明な事業運営に取り組むものとされている。

第三次野田内閣の厚生労働大臣に三井辦雄氏

野田佳彦首相は、一〇月一日、内閣改造を行い、野田第三次改造内閣を発足させた。厚生労働大臣には、三井辦雄(みつゐきお)氏が就任した。

三井氏は、一九四二(昭和一七)年生まれ、衆議院議員で北海道第二区の選出。二〇〇〇(平成一二)年六月の衆議院議員選挙で北海道比例区から初当選し、これまで、衆議院厚生労働委員会筆頭理事、民主党ネクスト(次の内閣)厚生労働大臣、衆議院厚生労働委員会委員、国土交通副大臣などを歴任した。現在は、衆議院厚生労働委員会委員、民主党政策調査会会長代理などを務めている。

厚生労働副大臣には、西村智奈美氏(衆議院議員・新潟県第一区選出)が留任し、桜井充氏(参議院議員・宮城県選出)が就任した。また、厚生労働大臣政務官には、糸川正晃氏(衆議院議員・比例北陸信越ブロック選出)と梅村聡氏(参議院議員・大阪府選出)が就任した。

Topics

平成二五年度厚生労働省の概算要求は二〇兆二六六億円

国民年金報

2012. 10. 5 October

Vol. 641

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894

<http://www.nenkin.or.jp/>
E-mail: koho08@nenkin.or.jp

振替 東京00190-2-77193
年間購読料 1,890円(税込・送料共)
(昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

Contents

2

地域年金事業運営調整会議

高松西年金事務所は、全国に先駆けて「香川県地域年金事業運営調整会議」を開催した。

3 市区町村の声

千葉県佐倉市 蔵和雄市長・佐倉市市民部市民課国民年金班
ファシリティマネジメント(FM)班を立ち上げ、財政の可視化を可能にした蔵和雄市長の取組を紹介する。

4 頑張る！ 年金事務所

松戸年金事務所

正しい届け出と正しい処理をやっていくことが、きちんとした職場と年金制度を維持していくという松戸年金事務所を取材した。

5

地方分権10年と国民年金事務(6)

今回は、これまでの横須賀市、神戸市東灘区役所および神戸市本庁の取材を通じてわかったことなどをまとめてみた。

ファシリティマネジメント(Facility Management)で施設経費の最小化・施設効用の最大化を

ファシリティマネジメント(以下、FM)とは、「組織がその活動のために、施設とその環境を、総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと」です。

佐倉市では、FMの専門部署である資産管理経営室を設置し、市有施設情報を二元化・共有化を図り、市有施設全体を総合的に見渡した取り組みを進めています。例としては、①老朽化した保育園の建て替えにあたり、仮設園舎を建てるのではなく近隣の市所有地に新園舎を建設し跡地を利用する、部署を超えた土地交換、②学校の耐震化において、教室の利用状況を鑑み、棟数を減築、③空調施設の更新のために、民間のノウハウを活用するESCO事業など、多岐にわたり、様々な取り組みを実施しています。

ただ単に建物が新しくなる、安全になるというだけではなく、現在、また将来に見合ったかたちに機能を転換し、ムリ・ムダ・ムラを是正しながら、的確な環境を整える。

そして、その結果、コストの削減も行えるようにすることが、佐倉市のFMの目指すものです。



全国に先駆け「地域年金事業運営調整会議」が設置

―高松西年金事務所・日本年金機構四国ブロック本部

高松西年金事務所は日本年金機構四国ブロック本部、四国厚生支局の支援により、九月二八日に「香川県地域年金事業運営調整会議」を開催した。

本会議は、香川県の地域における年金運営の展開に事業の推進を主たる目的として、関係団体代表者より構成される。

また、今回の会議は全国で初めて開催されるもので、これから全国で設置が予定されており、四国ブロック本部管内の年金事務所や中国・九州ブロック本部の担当者が多く傍聴した。

会議の冒頭で、厚生労働省四国厚生支局の須田康幸支局長は、次のような挨拶をした。

「平成二三年度の国民年金保険料納付率は現年度として全国で五八・六％、なかでも二五歳から二九歳の納付率は四六・一％で、過去最低となりました。また香川県においては現年度の納付率が六四・九％、二五歳から二九歳の納付率は五三・七％と全国平均を上回っているものの大変厳しい状況となっています。公的年金制度は広く世代を超えた『社会連帯』を前提に成立する重要な所得保障制度であり、制度を維持し、今後の保険料納付につなげていくためには、国民一人ひとりに公的年金制度に対するご理解を得ることが極めて重要であります」と制度の現状を語った。

そのうえで、本会議開催の経緯を次のように述べた。「公的年金制度の事業運営を担う日本年金機構では、本年度より地域に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的として『地域年金展開事業』を実施することとしており、四国地方においては、全国に先駆けて事業展開を行うこととなりました。この事業の一環として高松西年金事務所

に、『香川県地域年金事業運営調整会議』を設置し、地域に密着した公的年金制度の啓発・普及を推進する事業を推進するため、幅広く意見交換等を実施されることとあります。今後の事業の展開に大いに期待し、また、必要な支援を行ってまいりたいと考えております」。

続いて、日本年金機構の紀陸孝理事長の挨拶を上野太美夫サ―ビス推進グループ長が代読した。「日本年金機構では、地域に根ざした活動を通じて年金制度への正しい理解の普及を進め、若年層の保険料納付の推進や年金手続きの円滑化につなげる事業の展開を図ること」とい



します。まずは、地域・教育・企業のなかでの年金制度の周知、理解、支援のネットワークを構築し、普及・啓発活動の基盤再生を図っていくことといたします。そのためには皆様方のご支援なくしては、決して実を結ぶことはありません。

たとえば、▽これまで以上に機構と皆様方との業務連携を強化させていただきたい。▽地域に密着したその地域力をお借りしたい。▽次代を担う若者に対して、公的年金制度が地域社会にどのよう結び付き、また、その大切さをお伝えする機会を導いていただきたい。〔中略〕

など、お願い事項を言いだすときがあります。他方、日本年金機構といたしまして、地域住民の皆様方のお役に立てるよう様々な努力をしてまいる所存でございますので、相互協力のもとで地域に貢献する事業が展開されることを期待しております」。

その後、委員の紹介が行われ、委員長に山下隆資氏、委員長代理に川野義広氏の選任が行われた。出席した委員は次の通り。

山下隆資（香川大学名誉教

授）、川野義広（香川県社会保険協会常務理事）、伊賀實（香川県社会保険委員会連合会会長）、高木和彦（全国健康保険協会香川支部企画総務部長）、竹内秀夫（香川県教育委員会事務局高校教育課長）、西崎勝己（厚生労働省四国厚生支局年金管理課長）、野口義裕（香川県年金受給者協会会長）、松本健吉（香川県商工会議所連合会事務局

長）、松下麻理子（香川県社会保険労務士会副会長）、松本剛（高松市市民政策局市民課長）。

議事の中では、高松西年金事務所の山本和良所長が、「香川県地域年金事業運営調整会議の運営について」、「香川県地域年金展開事業の事業計画等について」を説明した。地域年金展開事業では、地域年金事業運営調整会議の設置のほか、地域で講演や説明会を行う「地域展開事業」、地域と連携し周知・広報を行う「地域連携事業」、地域に出向いて年金の出張相談を行う「地域相談事業」、年金委員への活動支援や委嘱促進をする「年金委員活動支援事業」を展開していくと説明があった。

その後、意見交換・質疑応答に移り、委員から「納付率をあげるためには、中・高校生などに向けて早い段階で年金教育を行うことが有効ではないか」との意見が出された。機構からは「二五歳ぐらいの年齢から納付率が落ち込む傾向があるため、

中学・高校生から年金教育をしなくてはならない。現在は県内の高等学校校長会へ、説明会の実施を依頼している」と回答があった。また、「地域での連携で、市町村の広報をもっと利用させていただければ有効ではないか。また、年金額などの情報を市町村単位に示すなどきめ細かくして、そこから家庭内での議論まで発展すると考えている。年金の果たす役割を、家庭で子どもや孫へ伝えるような形につながるように展開してほしい」との要望もあった。

その他に、一〇月から実施される国民年金保険料の後納制度の状況に関しての質問が委員からあがり、機構からは「全国で一七〇〇万人が対象となっており、七月からお知らせの順次送付を行っている。九月の時点で一六万件の相談が寄せられ、多くの納付の申し込みがある」と報告があった。

最後に、事務局より次回（来

年三月）に開催されるとの報告があり、盛会のうち終了した。

この度の、香川県地域年金事業運営調整会議の設置にあたっては、四国ブロック本部、四国厚生支局の強い支援があったことと聞く。年金制度を正しく理解してもらい信頼できる年金制度を維持していくためには、それぞれの地域に根ざした活動が重要であり教育関係者をはじめ多くの関係者の協力、連携なくしてできないことだと考える。香川県のよう

に各県においても地域年金事業運営調整会議を早く設置するなど地域年金展開事業の推進を図ることを期待する。

「年金図書」平成24年度改訂のご案内

好評発売中

国民年金ハンドブック（平成24年度版）

A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



年金相談の手引（平成24年度版）

A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給要件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



年金相談AからZ（平成24年度版）

B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。



現場力を高める!! 年金相談Q&A（平成24年度版）

Vol.1 老齢年金一加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金一年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)

年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。



国民年金法総覧（平成24年4月版）

B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)

法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。



株式会社 社会保険研究所

東京 ☎(03) 3252-7901 関西 ☎(06) 6765-7836
中部 ☎(052) 951-0261 中国 ☎(082) 223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>

わらび かず お

千葉県佐倉市

市長 蕨 和雄



福祉・教育・文化を大切にして「品格のあるまち」をめざす

佐倉市は人口二七万六、〇〇〇人。千葉県で最も大きな城下町として栄え、幕末以降、近代日本を支える多くの人材を輩出してきた。二〇〇七年に就任した蕨和雄市長は独自の方法で財政再建に成功。福祉・教育や文化・芸術を大切にして、「品格のあるまち」にしたいと考えている。



佐倉市は主に堀田家が代々治めてきた城下町。幕末の藩主・堀田正睦は人材育成に力を入れ、近代日本の礎となる人たちが佐倉市から数多く輩出された。佐藤泰然は、順天堂大学の前身である診療所「順天堂」を佐倉に開設。その養子の佐藤尚中は東大医学部の前身「大学東校」を開設し、泰然の実子の松本順は長崎大学医学部を創設した。また、佐倉藩士の津田仙は青山学院大学、筑波大付属盲学校創設にかかり、娘の津田梅子は津田塾大学を創設した。こうした近代日本の医療・教育・福祉の立役者たちの宝庫で

ある佐倉市だけに、市長も「教育・子育て・福祉は第一に考えている」という。年金については、「将来の困難を乗り越えられるように互いに助け合う制度だが、若者の間では制度への不信感があり、将来に夢を持ちにくい世の中にもなっている。政府が信用を取り戻すと同時に、年金は大事な福祉だと学び直す機会が大切だ」と考える。

一方、少子高齢化、加えて団塊世代の高齢化もあり、佐倉市では一〇年後には福祉関連の経費が四〇億円増加する一方、市税収入などが一〇億円減少すると見ている。そこで、市長は二

年金は大事な福祉。政府は信用を取り戻せ

〇〇七年の就任以降、徹底的に無駄を省き、三九〇億円あった市の借金をこの五年間で、七〇億円削減。さらに貯金（財政調整基金）を五〇億円増やした。しかも市民ニーズにちゃんと応えながらの財政再建だ。一体どうやったのか。

一つが、「ファシリティマネジメント（FM）班」（現名称は「資産管理経営室」）を立ち上げたこと。市の建物は五五〇棟あるが、公民館・学校は教育委員会、保育園は市長部局と担当が分かれお金の出入りが見えにくい。そこでFM班で一元管理して「見える化」したのだ。たとえば、保育園の建て替えの事例では、仮設の保育園は設けず、同じ敷地にある公民館の駐車場に直接本番の保育園を建て、もとの保育園を駐車場にした。従来ならば各課の縦割りが邪魔してできなかったことだ。FMにより六、五〇〇万円が浮いた。

また、小中学校の毎月の水道代もFMの一元管理によって、二校が突出していることが判明した。原因はいずれも素人にはわからない水漏れ。誰が悪いわけでもなく、「見える化」したか

ら発見できた。早速修理し年間一、三〇〇万円が浮いた。

「これは誰も苦しまずにできる財政再建の方法です。だからうまくいく。国でもこれをやればいくら出てくるか」（市長）。

FMの結果、市職員の意識も変わってきた。資産管理経営室以外の課の職員も「市長、仮設をつくらずに済ませるにはどうしたらいいでしょうね」と相談に来る。

市長は佐倉市を中規模でも「品格のあるまち」にしたいと話す。「いまは世の中が殺伐と、高度経済成長期の段階で私たち団塊の世代が経済に目を奪われ、心の豊かさを失わせてしまったのではという反省があるんです」。そこで大事にしているのが、自然や文化・芸術だ。「藤原正彦さん（『国家の品格』著者）と話した際、偉大な数学者を生む土壌には『文化・芸術・伝統を大事にする風土』『美しい自然や建物・美的情緒を涵養している地域』等の条件があるといわれました。無名でも人間的に素晴らしい人たちが現れる土壌をつくりたい。佐倉市だけでもまずやってみよう」（市長）。

佐倉市 Data Box	
【人口】（平成24年3月31日現在）	
総人口	176,072人
0～14歳	21,588人
15～64歳	113,290人
65歳以上	41,194人
【年金被保険者数】（平成24年3月31日現在）	
被保険者数	41,296人
第1号被保険者	24,864人
第3号被保険者	15,764人
【年金受給者数】（平成24年3月31日現在）	
国民年金	40,727人
厚生年金	48,304人
【年金受給額】（平成24年3月31日現在）	
国民年金	27,390,000,000円
厚生年金	44,129,000,000円
（資料 佐倉市、幕張年金事務所）	

国年担当者から 千葉県佐倉市 市民部市民課国民年金班

市民も職員も満足できるように



左から 大橋主事、大木主任主事、石橋主査、秋山主査

佐倉市の市民課国民年金班には、職員四名とアルバイト二名が従事している。佐倉市では年金から介護保険料等のほか、税金の天引きも行っている。徴収方法としては便利だが、市民から問い合わせや怒りの電話が来る先は税務部等ではなく、「まずうちですね（苦笑）」と国民年金班の秋山晴幸さん。年金減ってるんですけど」と市民から問い合わせが来ると、まずは相手の心を解きほぐし、必要に応じて他の部署へ取り次ぐようにしている。

最近の傾向を見ると、免除申請をする人が増えてきていると感じる。ただ、それだけ免除制度が市民に知られるようになったということもあるようだ。「最近ハローワークでも免除を案内していて、退職を機に免除申請する人も多い。他機関との連携の成果かなとも感じます」。

一方で課題に思うのは、申請書等書類の内容が市民にとってわかりにくいこと。かといって市では直接直せないところが多いですね。『もっとこうするとわかりやすいのにな』と思うことがいろいろあるんですが」。

「ねんきんネット」は佐倉市では導入していない。導入のメリットは認識しているものの、結局は市役所ではなく年金事務所対応しなければいけないことが多い。市民にとっては結局二度手間になり、市としても中途半端な対応しかできないというのでは忍びないと考えている。

秋山さんは国民年金班に来て五年目。班内では最も長く、ほかの職員の後方支援やOJT役に回っている。「新規採用で入った職員が制度の内容や専門用語、市民への説明等で苦労しているのを見ると、自分も苦労したことを思い出しますね。これはほかの部署でも言えることですが、『市民にわかりやすい言葉を使わない』とあらためて自分も気を引き締めたり。他の職員にも『初心を忘れないように』と伝えています」。

職員同士がフランクにものを言いやすい雰囲気づくりも秋山さんは心がけている。「職員が気持ちよく働ければ、おのずと市民への対応もよくなり、市民も気持ちがいい。心の部分はとても大事だと考えています」。

頑張る！

年金事務所

本来の正しい届け出、正しい処理が
将来の年金制度の維持につながる

常磐線と武蔵野線が交差する新松戸駅。その駅から歩いて五分ほどの距離に松戸年金事務所はある。管轄は松戸、野田、柏、流山、我孫子の五市。首都圏のベッドタウンとして人口が増加している地域で、管轄地域の人口は一三〇万人にのぼるといふ。一〇〇人の職員を抱える松戸年金事務所の現状を取材した（九月四日取材）。

松戸年金事務所（千葉県）

松戸年金事務所を率いるのは佐々木伸二所長。機構が発足した二年一月に船橋年金事務所に就任、去年の四月から松戸年金事務所長を務める。国民年金と総務、人事畑が長かった佐々木所長が最初にやったのは「お客様へのサービス向上や待ち時間の短縮は必須なので、お客様のためにどこまでやれるか、その体制をどうやってつくっていくかがメインでした」といふ。

スキルアップして
簡潔な説明を

待ち時間の短縮は言葉で言うとは簡単だが、実際にやるのは大変だと思ふが、「そのポイントは何ですか」という問いには「スキルアップして簡潔に説明ができる」といふこと。その点、うちの職員は素晴らしい人が多い、その人たちを見て周りも



佐々木伸二所長

影響されますから、展開は非常にいいですね」と答えてくれた。昔の社会保険事務所長と今の年金事務所長ではその役割が違ってきているように思ふが、佐々木所長は「今は職員がどう仕事をやりやすい環境をつくっていくのか、どうやっていけば仕事がつましく展開するか、そこを所長として考えています」と語る。

重要課題としては「実績ですね」といふこと。国民年金にしろ厚生年金にしろ徴収の実績が課題と思ふている。「今年度はその部分が一番重要だと感じています」ときっぱり。さらに「国民年金は職権適用者に対する制度周知についてどんどんやりましようという話になっていますが、そこがポイントですよ」と重要課題に取組む気持ちを語る。

管内五市とも良好な関係を保っているが、事務所の所在地である松戸市との関係はなかでも良好に連携できているといふ。「市役所の担当課長が国民年金の担当だったことや元職員が市におり、その人がパイプ役になってくれているのが大きいです

ね」と語る。組織と組織の関係も人間関係が重要なのだ。

可搬型のウインドウマシンを管内五市に全て入れたのも市との連携強化に一役買っているようだ。導入の最初は記録問題への対応だったが、年金相談にも使えるということになったといふ。

**正職員以外の職員も
本当によくやっている**

松戸年金事務所は職員数一〇〇人を数える大事務所だが、正職員は半分に満たない。准職員、特定、アシスタントと複雑な雇用形態のもと、職員のモチベーションを保っていくのも所長の重要な仕事だ。だが現場の所長ができることは限りがある。佐々木所長の言葉で印象に残っているのは「正職員以外の人にも本当によくやってくれています。彼らがやってくれているからなんとかなっているんですよ」といふ感謝の言葉だ。

**相談件数の多さは有数
近頃のビルに分室設置**

松戸年金事務所は年金相談の件数が多いのでも全国有数。年金相談室長に聞くと、年初から春までの繁忙期には一日二〇〇



う地の利もあるのだろうか、相談件数は多い。

この相談件数の多さに対応したのが、近頃のビルの一室を借りた「松戸年金事務所相談分室」だ。現在、職員一名、准職員一名、特定職員三名に社会保険労務士二名で運営している。分室というのは変則的だが所長室を事務所の片隅に置かざるを得ない状況では致し方ないということなのだろう。

これからの抱負について佐々木所長に聞いてみた。「私は、赴任して一年半で地盤はある程度、出来上がってきたと思ひますので、このまま進んでいけばそれなりの成果は出てくると思ひています。基本的には現状の

副所長・課長・室長からひと言

林輝雄副所長は昭和五二年一月に船橋社会保険事務所の採用。機構発足時から松戸年金事務所の副所長に。年金記録課長も兼務しており、年初から八月末までで処理した件数は四、〇〇〇件弱。「年金記録問題は山を越した」といふ事務所が多いなか、松戸事務所はピークが続いているようだ。

苦情への対応も副所長の大事な仕事。対応に二、三時間かかるのはざら、長いと四時間というもの。「にっこり笑って対応できません」とにこやかな林副所長は来年三月で定年とのこと。お疲れ様でした。

吉田修厚生年金適用調査課長は昭和五七年千葉社会保険事務所の採用で今年四月に松戸年金事務所に赴任した。現在、課員は課長含めて二〇名、うち四名が庶務担当とのことだ。適用事業所数は実質で八、三〇〇にのぼる。調査は適用事業所のうち四分の一を今年度中にこなすの

が目標だったが、それは早々とクリア、もうひとつの課題である未適用事業所対策に取り組んでいる。吉田課長に抱負を語ってもらうと「基幹業務としてやらなければならぬ件数は当然クリアしなければいけませんし、それを達成することで若い人も育ってくれます。次席が良くやってくれますので」と結んだ。

古谷紀之厚生年金徴収課長は東京都福祉局の採用。東京の北年金事務所で国民年金課長を務めた後、三年一〇月から現職。きちんとした保険料の徴収ができてこそ社会保険制度としての年金制度があるわけだが、古谷課長も「年金機構になったからといってそういう基本的なことは変わっていません。私どもも『払ってください。お願いします』というスタンスは変わりません」と語る。ただ収納率がややマイナスできているのが気から。「下期に頑張っ取り戻さなければ」と隠れた闘志を燃



やしている。

渡邊富彦国民年金第一課長は東京の江戸川社会保険事務所で昭和六三年採用。二三年の九月から千葉年金事務所の国民年金二課長に続いて現職。管内五市との関係はきわめて良好だが、渡邊課長が驚いたのは市の担当者「週二回、書類を持ってきてくれること」。顔の見える関係がきちんとできているようだ。「納付率は記録問題もあつたりして落ち込んでいますが、ハローワークにお願いしたり、まだやれる余地はあると思ひますのでがんばります」と前向きに抱負を語ってくれた。

胡麻本哲国民年金第二課長は民間出身で二三年の一月採用。胡麻本課長が民間から来てしまったことのひとつが「こぼれだ。『シジョウカ、テキチャウって言われても、最初は何のごとか分からなかったですね』と胡麻本課長。胡麻本課長は民間にいたときシステム関係の仕事をしていただけともあって、「今

まま進んでいけば、個々のスキルも上がるしスキルが上がれば事務所の成績につながると思っています」。

そして「厚生年金で言えば保険料を納めないところは納めるようにさせて、本来の正しい届け出を正しく確実にコスト意識をもって処理をやっていくことが、国民に信頼をいただける職場にしていくだろうし、将来的に年金制度を維持することにつながっていくことになると思ひています」と力強い言葉が返ってきた。

のシステムは旧くて使い勝手が悪いんです。もうちょっと国民年金のデータについて表示方法が改善できれば、お客様からのクレームも減るのかもしれない」と語る。

渡邊貞芳お客様相談室長は年金機構の南関東ブロック本部から二四年四月に異動。管内人口が一三〇万人だけあって相談件数も繁忙期には一日二〇〇件を超えるというから半端ではない。相談室の職員も正規職員、有期職員などを併せて二三人という大所帯だ。他に年金相談を委託している社労士も四名抱えている。

待ち時間は三〇分を切るようにしておりそのためバックヤードの充実にも努めている。抱負は「来て間もないので所内の整理整頓を行ってきたが、職員にも正有期、特定など階層があるので、何を求めるのかという目標を明確にするよう考えているところですよ」と語ってくれた。

地方分権二〇年と国民年金事務（6）

これまで、横須賀市、神戸市東灘区、神戸市本庁において国民年金事務担当者から現場の事情を取材してきた。

国民年金事務の現状は、やはり「地方分権一括法」が目的としていたところとは大きくかけはなれているといわざるを得ない状況である。

今回は、視点を変えて、地方分権の当初の目的と現実の国民年金事務とがどのように乖離することとなったかを、改めて整理してみたいと思う。

「地方分権一括法」の目的

「地方分権一括法」では、国と地方公共団体との間で適切に役割分担がなされること、そして地方公共団体の自主性および自立性が十分に発揮されることが目的とされていた。この点は、地方自治法においても基本的な方向性として示され、地方自治法第一条の二第二項では、国が本来果たすべき役割は国において重点的に担うこと、また住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることと明記されていることにも表れている。

このように、「地方分権一括法」の目的は、国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確化することにあった。そして、この「地方分権一括法」の目的と方向性を受けて、国民年金事務における事務見直しが行われることになった。

国民年金事務は、それまでは市町村に対する機関委任事務として行われていたが、この「地方分権一括法」の実施に伴って、国が保険者としての経営責任を負い、全国規模の事業体として効率的な事業運営を確保するものとされた。そのうえで、地域

住民に密着している届出書の受理などの事務は「法定受託事務」として市区町村において行われることとなり、その他の事務は、国の「直接執行事務」とされることとなった。

したがって、「地方分権」という名目の下で、国民年金事務は事実上二つに分断される形となってしまうわけである。現在の国民年金事務の現場が抱えている諸々の問題は、すべてこの点が発点になっているといえよう。

国民年金の事務処理の現状

国民年金の事務見直しが実施されるにあたって、最も懸念されていたことは、従来の機関委任事務として市町村において実施されていた事務の一部が廃止または国の直接執行事務とされてしまうと、住民に対するサービスはどのようなものになるのかという点であった。

国民年金事務自体は、国の直接執行事務として整理されるものの、各種届出の受理や届出の記載内容等の確認、第一号被保険者に係る受給の相談等、住民の生活に密着したものについては、法定受託事務として、これ

までおとり市町村を窓口とすることとされた。そして、これまで市町村で行われてきた事務のうち、廃止または国の直接執行事務として市町村から引き上げられる事務については、それらの事務処理結果などの情報は、その都度市町村へ通知するものとされ、その情報をもとに住民からの問合せに対してこれまでどおり対応することができるとされた。

しかしながら、法定受託事務と直接執行事務という事務区分は、あくまでも事務を執り行う側からの整理でしかない。住民の立場からは、このような事務区分は関係ないものである。その理由は、住民にとって最も身近な窓口は市町村にほかならないからである。この点は、横須賀市や神戸市の取材で現場の職員が訴えていたとおりである。

印紙検認事務の廃止と国による直接徴収

平成一四年四月からは、国民年金保険料の印紙検認事務が廃止され、国が直接保険料を徴収することとなった。このことによって、当時から保険料の納付窓口が縮小されることにならな

いかという懸念があった。

保険料の納付窓口については、印紙検認事務の廃止と国による保険料の直接徴収の実施に伴って、これまで市町村が指定する金融機関等でしか納付できなかったものが、平成一四年四月からは、納付窓口が国庫金歳入代理店である全国の金融機関（約二万四、〇〇〇店舗）や郵便局（約二万局）に拡大されたほか、国民年金基金や全国の農協、漁協、信用組合および労働金庫等でも納付できるようになった。

この納付窓口の拡大それ自体は問題なしとしても、市町村が納付窓口でなくなったことで、同時に行われてきた相談の機会を失うこととなった。さらにはその後導入されたいわゆる「市場化テスト」による民間業者への収納業務の委託によっても収納率の大きな低下を招くこととなったのは、大きな誤算だったといわざるを得ない。

第三号不整合記録問題

国民年金の事務見直しの実施にあたって、第三号被保険者に係る届出は、市町村を経由することなく、事業主等から直接社会保険事務所（現在の年金事務所）に提出されることとなった。

しかし、第三号被保険者の届出は事業主等が行うようになった一方で、第三号被保険者でなくなったときの届出までは事業主は行わない。そのため、夫が事業所を退職して第二号被保険者の資格を喪失した場合でも、妻の資格は本人が市町村に届出をしない限り、第三号被保険者

のままとなってしまう。

昨年問題になったいわゆる第三号不整合記録問題について、神戸市では、いち早く問題の指摘を行った。神戸市では、過去の適用勧奨結果などから不整合の最大の原因は、本人の意図的な届出もれであることを指摘する。と同時に、その一方で、地方分権後の国（日本年金機構）の第三号被保険者の住所管理等が不十分なために勧奨状が未送達となるケースが多い点や、住民に対する公平性の観点から国の救済措置は第三号被保険者に限定せず、すべての未届者に対して検討されるべきである点を指摘する。

日本年金機構発足による決定的な変化

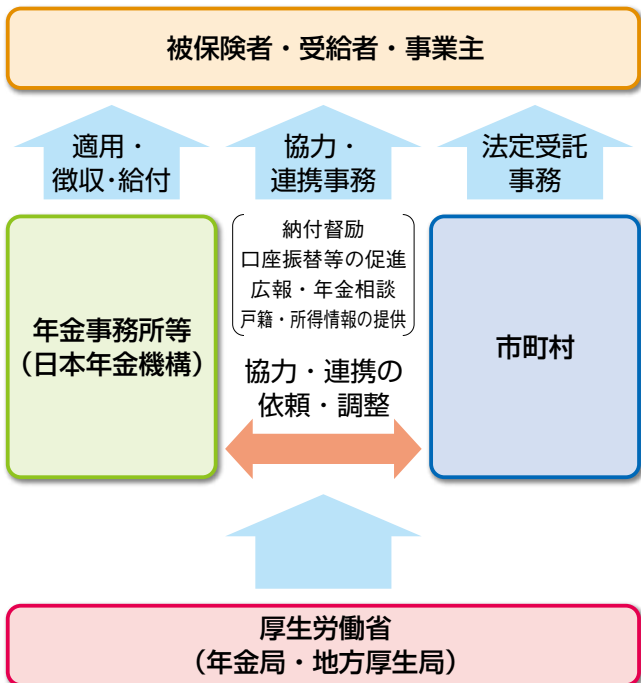
地方分権による国民年金事務見直しによる負の側面が大きく顕在化してきたのは、社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足してからのことである。

地方分権以後は、市町村の長年のパートナーであった社会保

險事務所が収納事務を引き継ぎ、市町村がやってきたことはある程度理解したうえで互いにフォローして事務が行われていた。日本年金機構発足後は、国からは、市町村が実施している法定受託事務は地方分権一括法による国民年金事務見直しの際に整理されたもので、社会保険庁廃止前と変更はないとされていたが、実際日本年金機構が発足してみると、社会保険庁時代とは異なり、日本年金機構では、従来のような形での市町村のフォローは不可能となった。

この点については、日本年金機構の職員自身が、特殊法人つまり民間の組織になってしまったと、自分たちで型をはめてしまっていることは否めない。それは責任の所在が明確になっていないところにも表れており、日本年金機構は厚生労働省から委任・委託を受けたものであって、すべての責任は厚生労働省にあるという意識が色濃く残っているところに起因しているといえるかもしれない。

●年金事務所等と市町村との関わり



このほかに、日本年金機構発足による負の側面は、人事面でも年金事務所にはベテラン職員がほとんどいなくなったことや、かつての国民年金推進員の制度なども廃止されたことにも表れているが、負の側面の最たるものは、機構の事務処理マニュアルが市町村に開示されていないことであろう。

法改正事項と全国都市協議会

八月二日に公布された「年金機能強化法」によって改正されることとなった事項には、全国の自治体が長年要望してきたものが多く含まれている。

昨年から国（厚生労働省）が自治体の意見にも積極的に耳を傾ける姿がよく見受けられるようになったが、その大きなきっかけとなったものは平成二三年七月に岐阜市で開催された全国都市国民年金協議会であった。その成果が今回の改正事項に現れているように思われる。全国の自治体の思いを真摯に受けとめた厚生労働省の「人」の存在が大きかったと実感した法改正でもあった。

昨年そして今年の全国都市国民年金協議会をみると、この一〇年間で大きく変わってしまった国民年金事務について、改めて国と市町村との協力連携によって制度を支えていくとする姿勢がみられるようになった。地方分権から一〇年を経過したいま、この全国都市国民年金協議会のような場を通じて、本当の意味の国民年金事務の事務改善を図っていくべきではないだろうか。

年金ある国民 よくある質問

Q. 遺族基礎年金が支給される遺族の範囲はどのようになっていますか。

遺族基礎年金の受給権者となるのは、死亡した被保険者が死亡したときに、その人によって生計を維持していた次に掲げる妻または子です。

①死亡した夫の子（一八歳到達年度の末日までにある子または一級・二級の障害の状態にあるときは二〇歳未満の子）と生計を同じくしている妻

②死亡した人の子（一八歳到達年度の末日までにある子または一級・二級の障害の状態にあるときは二〇歳未満の子）

したがって、夫が死亡したときは妻と子が、妻が死亡したときは子が、遺族基礎年金の受給権者になることができます。

なお、死亡した人の死亡の当時胎児だった子が生まれたときは、その子は、死亡した人によって生計を維持していたものとみなされ、妻は、その子と生計を同じくしていたものとみなされます。

生計維持関係とは、死亡した人の死亡の当時、生計を同じくして、将来にわたって年収八五〇万円未満の収入を有する

と認められる場合をいいます。

●離婚・再婚等の場合

①死亡した被保険者等の血族の子を伴って離婚していた妻の場合、遺族基礎年金の受給権は発生しません。しかし、死亡した人からその子に養育費の送金が続行して行われるなど、死亡した人と子の間に生計維持関係が認められる場合には、子に受給権が発生します。

②死亡した被保険者等が再婚して、後妻との間に子があつた場合には、後妻と先妻の子と後妻の子に受給権が発生し、先妻の子と後妻の子は支給停止の扱いとなります。

この場合、後妻の子は後妻の遺族基礎年金の加算額の対象者となります。また、後妻が遺族基礎年金の受給権を失った場合は、先妻・後妻の両方の子の支給停止が解除されます。

③被保険者等が再婚し、先妻の子と後妻とが生計を同じくする前に死亡した場合には、先妻の子に受給権が発生し、後妻には受給権が発生しません。

④遺族基礎年金の受給権を有する子のある妻が再婚した場合、妻はその受給権を失いますが、子は受給権を失いません。この場合、子が再婚した妻の夫の養子となったとしても、子は直系姻族の養子となるため、受給権を失いません。

*「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています。

http://www.nenkin.or.jp/memberfaq_box/。会員のみならず、誰でもこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

年金ある厚生 よくある質問

Q. 自動車事故にあつた場合、年金の支給が停止されるそうですが、その仕組みはどのようになっているのでしょうか。

●第三者行為と年金の停止

自動車事故などの第三者行為による事故にあつた場合、被害者またはその遺族は、加害者である第三者に対して損害賠償を請求する権利が発生すると同時に、公的年金制度による給付を受ける権利が発生することがあります。このような場合、公的年金制度には、被害者等が二重の生活保障を受けることにならないように、必要な支給停止の規定が設けられています。

●損害賠償を受けたとき

第三者行為による障害・死亡などの事故について給付が行われ、その受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者である政府は、その損害賠償の価額の限度まで保険給付をしながらもよいことになっています。

第三者行為による事故の大部分は交通事故です。交通事故の場合、第三者が加入していた自動車保険の損害保険会社が支

払った保険金によって損害賠償が行われることになり、年金との支払い調整が行われます。

●生活補償費相当額

自動車事故による死亡の例で、遺族厚生年金（遺族基礎年金）の受給権者が、加害者から葬祭費、逸失利益、慰謝料などの損害賠償を受けた場合、そのうち、遺族厚生年金（遺族基礎年金）と同じ性格のもの、つまり、名目を問わず、遺族の生活補償部分に相当するもの、通常は逸失利益または休業補償費について、その額を限度として遺族厚生年金（遺族基礎年金）は支給されません。

生活補償費相当額は、当事者間の取決めなどで生活補償部分の明確な場合はその額となります。しかし、生活補償部分が明確でない場合は、損害賠償の大半または全額が慰謝料とされているときは、次の①と②のいずれか低いほうの額とされます。

① 生活補償費相当額Ⅱ（損害賠償総額－（慰謝料＋葬祭料、医療費等で実際に支出した金額）

② 生活補償費相当額Ⅱ（損害賠償総額－葬祭料、医療費等で実際に支出した金額）×2/3

なお、被害者に過失があつた場合には、いわゆる過失相殺によって損害賠償額は減額されます。このような場合は、右の生活補償費相当額は減額された額で計算されます。

●年金の支給停止期間

年金が支給停止される期間は、

受給権者と加算額・加給年金額の対象者の人数やその人数に応じた一か月の基準生活費などによって計算された月数となりますが、その月数が二十四か月を超えるときは二十四か月とされ、最長で二年間支給停止されます。

この場合の基準生活費というのは、総務省が作成する事故日の属する前年分（事故日が一月から三月までの間の場合は前々年分）の「世帯人員別に応じた消費支出総額」とされています。平成二十四年度の事故の場合、受給権者と加算額・加給年金額の対象者の人数が一人のときは一六〇、八九一元、二人のときは二五二、七八三元、三人のときは二八二、三八七円、四人のときは三三三、六九八円などとなっています。

年金の支給が停止されるのは、事故発生日からとされています。したがって、事故発生から年金受給権発生までの月数が、支払い調整によって求められた最長で二年の支給停止月数より多い場合には、年金の支給停止は行われません。

受給権者が損害賠償を受け取った後に年金の支払いが開始されるときは、事故発生から起算して支給停止期間が終了するまで支給が停止されることになります。

また、年金の支払いが開始された後に受給権者が第三者から損害賠償を受け取ったときは、それまでに支払われた最長で二年分の年金額に達するまで、支給停止期間が終了した後でも各年金支払月ごとに支払額の半額ずつ支給が停止されます。

「障害年金と診断書」

平成24年7月版

発刊のご案内

『診断書を作成される医師のための障害年金と診断書（障害基礎年金・障害厚生年金）』平成24年7月版を発行いたしました。

障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）では、支給対象となる障害の程度は、「障害認定基準」に基づいて審査が行われますが、その際、障害の部位によって定められた8種類の「診断書」をはじめ必要な書類を提出する必要があります。

今回の改訂版では、平成24年5月末の「障害認定基準」の改訂およびそれに基づく診断書の改訂などを取り込んで、全部で16の診断書記載事例を交えながら、障害年金の概要および診断書の記載上の留意点などを詳しく解説しています。（本書では、平成24年9月1日からの実施事項を盛り込んでいます。）

定価：1,890円（税込）・送料別途実費

お問い合わせは

制作・発行・販売 年友企画株式会社

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-5-3 児谷ビル5F
TEL.03-3256-1711 FAX.03-3256-8928
http://www.nen-yu.co.jp





「ねんきんネット」の年金見込額試算を利用すると、さまざまな働き方による年金見込額を試算し、比較することができます。ので、今後の人生設計に役立てることができます。

今後の働き方に応じた年金見込額の試算

年金見込額試算では、退職時期など、今後の働き方に関する情報を入力し、それぞれの条件で年金見込額が試算されます。いくつかの簡単な質問に答えることで、年金見込額が試算されます。

ただし、すでに老齢年金を受給している人は、この年金見込額試算を利用することはできません。また、働き続けていたり、失業手当(雇用保険の基本手当)を受給することによって年金の支給が停止されている人もこの年金見込額試算を利用することはできません。

なお、年金見込額試算の結果については、次の点に注意してください。

まず、この試算の対象は、老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額です。そして、この試算は、個人の情報に基づいて提供されているものであり、配偶者や扶養者等の情報は試算に反映されません。

「ねんきんネット」の年金見込額試算をご存知ですか

さらに、共済組合などの加入期間はこの試算の対象には含まれていません。

追納・後納等を行った場合の年金見込額の試算

年金見込額試算の条件として、国民年金保険料の追納期間、後納期間、学生納付特例期間、免除期間の月数を入力することに

よって、保険料を納付した場合と、納付しなかった場合とで年金額がどのように変わるかを比較することができます。

追納・後納等可能な月数の確認や入力方法については、「追納・後納等可能月数と金額の確認の流れ」を確認してください。

ただし、強制徴収対象者や納付誓約者、つまり国民年金保険

料の滞納があり、日本年金機構が厚生労働大臣の認可を受けて国税徴収法等に基づいて実施する滞納処分の対象となっている人などはこの追納・後納等可能な月数の確認を利用できません。

なお、国民年金保険料の未納および免除・猶予期間がない人は、追納・後納等の入力が必要はありません。

年金見込額の試算結果の比較

試算した結果は最大五つまで選択して、グラフなどで比較することができます。

・定年前に退職したり、給与に大きな変動があった場合

元を取るにはあとウン十年…



五〇代の女性から、「一人暮らしの母親が定期預金を解約して別の商品を契約したようだ、内容がよく分からない」という相談を受けました。

この女性の母親は七八歳。ひと月ほど前に、「定期預金の満期が来るので早めに手続きに来てください」という電話を銀行からもらい、翌日には窓口に行ったそうです。

銀行に着くと応接室に通され、担当という銀行員から、「今は定期預金では金利が低くて殖えにくい。もっといいものがあります」と熱心に

ある商品を勧めてきたのです。一時間近く商品説明を聞かされたものの、ほとんど理解できなかったそうです。それでも銀行員が勧めるのだからと安心したこともあり、満期になった定期預金一、〇〇〇万円をそのまま勧められた商品に入れることにしたのです。

契約したのは、一時払いの「変額年金保険」。一年の据置後から一生涯年金が受取れる終身年金タイプでした。変額年金保険とは、株式や債券などで運用し、運用実績によって将来受取る年金額が増減するという投資型の年金商品です。

パンフレットには、運用益が加わると年金がステップアップして殖え、運用成果が〇

・年金の受給開始年齢を繰り上げ、繰り下げする場合

・現在未納・免除・猶予となっている国民年金保険料を納付・追納する場合

この「ねんきんネット」による年金見込額試算は、「ねんきん定期便」の情報等をもとに試算しているため、年金事務所でする試算結果と異なる場合があります。

「案内」の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。

なお、この記事は当協会のHPからテキストデータとしてダウンロードできますので、自由にお使いください。

でも基本年金額は必ず支払われる、ということが書かれていました。これだけを見ると損をすることはなさそうです。ところが、驚くことに年金額がわずかに三〇万円に設定されていたのです。これでは、毎年三〇万円の年金受取りで一時払いした一、〇〇〇万円を取り戻すには、一三三歳まで生き続けなければならぬことになりました。

これを知った娘さんは、「こんなものに入れてないで、解約して使った方がいいんじゃないの?」と言ったのですが、今解約すると三四万円もの解約手数料が取られてしまうのです。

銀行で個人年金保険が販売されるようになって一〇年た

ちますが、高齢者の中には、「銀行員が勧めるので預金と同じようなものだと思った」「銀行だから安全な金融商品だと思った」と考える人も少なくありません。後日、保険会社から証券が届いて「保険を契約した覚えはない」「投資をするつもりはなかった」とトラブルになることもあるのです。高齢者が、怪しげな金融商品に手を出さないように身内が気を配る必要があるでしょう。

この母親が契約した変額年金保険のパンフレットの表紙には、優しい淡いピンクの薔薇の写真が載っています。そこには「個人年金は未来への贈りもの」と書かれているのですが、どこか白々しく感じてしまいました。

須藤 臣

「年金広報」は、国民年金制度と共に歩んで53歳です

わが国の国民年金制度を充実発展させることを目的として、公共団体、農林漁業団体、中小企業団体及び各界有志の賛同を得て昭和34年設立された社団法人日本国民年金協会が毎月発行する年金に関する情報誌が「年金広報」です。

創刊号は、岸信介(自由民主党総裁)、鈴木茂三郎(日本社会党委員長)、坂田道太(厚生大臣)の各氏のお祝いの言葉を掲載し、昭和34年2月「国民年金弘報」として船出しました。それから53年間、平成22年1月からは「年金広報」と題字を変更、カラー印刷にし、この10月号で641号になります。

紙面は、年金制度に関するニュース、市区町村長のインタビュー、市区町村の国民年金のご担当者の取り組み、日本年金機構、年金事務所の取り組み、市区町村の広報誌(紙)掲載用の情報など、これからも年金情報誌として内容を充実し提供してまいりますので宜しくお願いします。

ご購入の申し込みは、電話03-3265-2885、ファックス03-3265-2894、E-mail koho08@nenkin.or.jp まで、年間購読料1,890円(税込・送料共)です。お待ち申し上げております。



私も
加入して
います!



老後までトク!

掛金は全額所得控除で
税金もお得。
掛金は自由に設定。

老後からラク!

基本は終身年金。
だから一生涯お受け取り。
万が一の時には
ご家族に一時金も。

今と未来に確かなメリット

国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている
60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)がご加入できる公的な年金制度です

貫地谷しほり

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

フリーダイヤル ローゴ ヨイクニ
0120-65-4192

年金額のシミュレーションもできます。

www.npfa.or.jp

国民年金基金

検索

携帯用

